

○高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例

平成24年3月30日高砂市条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、高砂市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員(法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力することによって、社会全体として推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者による暴力団の排除のための活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、安全が確保されるよう県及び関係機関等との連携を図るものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に共に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団との一切の関係がないよう努め、いやしくも市民及び事業者自らが暴力団の威力を利用することがないよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、契約に係る事務、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に係る事務その他全ての市の事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第7条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、暴力団の排除の重要性並びに県及び市の施策についての理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(県への協力)

第8条 市は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供す

るものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。